

その火事を防ぐあなたに金メダル

令和3年

春季火災予防運動



火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に令和3年3月1日～7日の間実施されます。

【設置しましたか？住宅用火災警報器】

まさか！の火事

住宅用火災警報器で助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、どの家庭でも起こりうることです。

石垣市でも、住宅用火災警報器のおかげで事なきを得た事例があります。

設置10年を目途に取り換え、電池の交代が必要です。

設置義務です 住宅用火災警報器



【田・畑で火入れを行う農業従事者の皆様】

※何人たりとも無断で火入れすることは禁止されています。

・山すそ1km以内で火入れを行う方は、市役所農政経済課に「火入れ許可申請」を行ってください。（☎ 82-1307）

・山すそ1km以内で火入れを行う方は、消防本部で「火災と紛らわしい行為の届出」を行ってください。

（☎ 82-0119）

問合せ：石垣市消防本部 予防課 ☎ 82-4047